

GEM通信



だれもが
個性や能力を生かして
自分らしく暮らせる
地域社会を創るために・・・

2013年9月発行

No. 16

NPO 法人 男女平等参画推進みなと / Gender Equality of Minato (GEM) HP : <http://gem-net.org>

活動報告



男女共同参画週間記念フォーラム2013

「女性たちが見た・経験した東日本大震災」

フォトボイス (PhotoVoice 写真と声)

報告会 / 6月30日

展示会 / 6月24日～30日

フォトボイスプロジェクトの協力を得て、フォトボイス展示と報告会を開催しました。「フォトボイス」は、写真と撮影者の「声」(ことば)によって、撮影者を取りまく状況や心情、地域社会や、社会全体の課題を発信する手法です。

この手法には多くの長所や効用があります。写真だけ、あるいは、ことばだけでは伝えるのが難しいことを、伝えられるのです。

東日本大震災後、被災3県の女性たちが、多様な視点から災害やその後の生活などを写真に撮り、写真を見ながらグループで語り合うなかで、写真に「声」(ことば)をつけました。震災から3年目をむかえますが、被災女性の「声」は、まだまだ社会の声となりにくい状況にあります。

被災地ではいまだ復興の目途が立たず、不安の中に暮らしている方々が多くいます。そんな震災のことを風化させずに共に考えたいと、撮影者のお一人、福島県富岡町で被災された吉田淳子さんにお越しいただき、被災当時から、今に至るまでの生活や心情、ご自分の経験の意味づけ、気づかれたことなどについてお話を伺い、来場の方々と交流の時を持ちました。

〈アンケートに寄せられた言葉から〉

- ★ 写真とことばが重なり合い、響き合っている。写真を撮った方の想いがよく伝わり、このことが、発信される方も、それを見る・読む方にも癒しのコミュニケーションとなっている。
- ★ 『フォトボイス』に参加したことで、以前の自分と違った今があるとの話が良かった。グループで共有し、そこで生み出される力が、参加者に大きな力を与え、また力を出すことができるのだと受け取った。

時々の写真は、その時の気持ちがでてますね。気ままな猫が、トイレと一緒に狭いオリにいるのは、撮影者の気持ちそのものなのでしょう。



いっしょに無事避難出来ても狭い檻の中でストレスでいっぱい・・・動物たちの安らげる時が、いつ来るのか・・・人もいろんな制約の中で、檻の中にいるような感じで同じ・・・これからどうなるのか不安の中、前向きに考えられない私・・・

福島県郡山市(2011年6月 吉田)

ネコの孤独

(避難所のペットスペース)

フォーラム2013

「災害時の! みなとジェンダー平等基準をつくろう!」に参加
6月29日リーブラサポーターズクラブが主催したワークショップでは、港区が「地域防災計画に女性の視点を反映させる部会」を設置して具体的な検討を始めたことを受け、災害時の女性参加に詳しい浅野幸子さんを講師に、実際の「港区避難所マニュアル」をチェック。立派な計画もマニュアルも、区民に浸透しなければ意味をなさないことを強く実感しました。

GEM 秋の講座

「放射能と食べ物」

福島第一原子力発電所の破壊で大量の放射能が放出されてから、放射能と食べ物の関係について関心を持つ人が多くなっています。食品の基準はあるの？ 身体への影響はどんなの？ 不安と心配が渦巻く中、まずは正しい情報を共有しましょう！

- ・ 10月19日(土) 13:30~16:00
- ・ 港区立男女平等参画センター(リーブラ)
- ・ 講師 安田節子さん(NPO法人日本有機農業研究会理事)
- ・ 参加費 500円
- ・ 参加申込み・問合せ 080-3512-3710
- e-mail : gem-minato@kif.biglobe.ne.jp

DV被害者のための同行支援をご利用ください！

経験豊かなアドボケーターが、被害当事者の側に立ち、その利益実現に向け、総合的な支援活動を行います。

裁判所・弁護士事務所・警察・病院・役所学校・不動産業者・ハローワークなど、同行が必要な場合は、下記に申し込み・ご相談ください。

- 090-8302-2437(多摩地区の方)
- 080-4599-9561(東京23区の方)
- 080-2562-9878(外国籍の方)

受付時間：10~17時(月~金)

同行する時間帯：9~18時(例外あり)

※ 一般社団法人WERC(ウエルク)が事務局を担っています。

DV防止法とストーカー規制法が改正される！

ストーカー規制法は一部を除き本年10月に、改正DV防止法は2014年1月に施行されますが、どちらもこれまで被害当事者や支援者が強く改正を求めてきた法律です。

特に改正DV法は、配偶者や元配偶者だけでなく、同居中の交際相手からの暴力も対象となり、加害者と同居している事実婚ではない被害者も、一時保護を受けられ、保護命令を申し立てることができます。同居期間は問わず、同居解消後に引き続き暴力を受けている被害者にも適用されます。

改正ストーカー規制法は、執拗な電話やファクスを送り続ける行為に限っていた「つきまとい行為」に、メール送信が追加され、また、被害者の住所地だけでなく、加害者の住所地や違法行為があった場所の警察署も警告を出せるようになりました。

しかし、今回の改正は一步前進ではありますが、保護命令申立の対象となる暴力が限定されていることや加害者への罰則が規定されていないことなど、積み残された課題も非常に多いものです。

ストーカー規制法も、DV防止法の保護命令のように、被害者が裁判所に申し立てができる法規制にはまだなっていません。

「ほっとすぺーす・olive」便り

8月のオーリーブ工房では・・・

『新聞紙を利用したブローチ』を作りました

どんな風にできるかなって想像しながら、新聞紙の色選び。クルクル丸めていくと、それらしく花卉になりました。期待していた色と違うけど、色合わせの意外性に驚きもあって、美しい仕上がりに！

失敗しながらも、何個か作るうちに、コツが分かってすごく楽しくなってきましたよ。次回は、便利なポーチ、かわいいTシャツ型バックを作ります。参加歓迎！！



会員になって一緒に活動しませんか？

入会金：3千円
年会費：3千円

イベントや講座の企画、仲間づくり、フォーラム学習会への参加 etc

※申し込み：T/F：3472-5787
Eメール：gem-minato@kif.biglobe.ne.jp

- ボランティアスタッフ募集中！
- 活動へのご寄附をお願いします！

郵便振替口座：10060-90261721
口座名：特定非営利活動法人男女平等参画推進みなと